

土木工事特記仕様書（令和7年2月1日以降適用）

（土木工事共通仕様書の適用）

- 第1条** 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する補足事項）

- 第2条** 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

- (4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。
- ② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が5,000万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

（建設副産物）【追加】

1-1-1-24 建設副産物

14. 建設副産物実態調査

受注者は、令和6年度中に完成し、かつ請負代金額100万円以上の工事については、第4項及び第5項の規定に関わらずCOBRISにより、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

（事故報告書）【変更】

1-1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

（工事成績評定の選択制）

- 第3条** 当初請負額が500万円以上3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。
- 4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

(1日未満で完了する作業の積算)

第4条 「1日未満で完了する作業の積算」(以下「1日未満積算基準」と言う。)は、変更積算のみに適用する。

- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書 I-12-①-1 ~ I-12-①-6 に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料(日報、実際の費用がわかる資料等)を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行)

第5条 本工事は、日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領(以下「試行要領」という。)」を適用する。

- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。

なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温(日最高気温 30℃以上対象)または環境省公表の観測地点の暑さ指数(WBGT)(日最高 WBGT25℃以上対象)を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

(資材価格高騰に対する特例措置)

第6条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

(仮設トイレの洋式化)

第7条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

- 2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

(建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【受注者希望型】)

第8条 受注者は、本工事において遠隔臨場の実施を希望する場合は、監督員と協議のうえ、「建設現場の遠隔臨場の試行工事（受注者希望型）」とすることができる。

- 2 試行工事とする場合は、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7216187/>

（情報共有システム活用工事【受注者希望型】）

第9条 受注者は、土木工事等において情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。

- 2 対象工事は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC HP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（担い手確保モデル工事【現場閉所型・発注者指定型】）

第10条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とした「担い手確保モデル工事（現場閉所型・発注者指定型）」であり、別に定める「担い手確保モデル工事実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

- 2 実施要領に基づき本工事で月単位の週休2日に取組む場合は、工事着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
- 3 本工事の経費の負担は、実施要領第9条第1項（1）による。

担い手確保モデル工事実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5016115/>

1. 総則

1.1 適用

本仕様書は、徳島県(以下「甲」とする)が発注する「R 6 波土 明神中継局 美波・阿部 水防テレメーター改修工事(担い手確保型)」(以下「本工事」とする)のテレメーターシステム機器撤去、据付工事に適用する。

1.2 適用の範囲

契約の範囲は、本仕様書に基づく水防テレメーター施設の関係機器の撤去・据え付け・調整・検査までの一切とする。なお既設設備との接続が発生する場合には、既設 設備との対向調整を行い、「水防情報伝達システム」の機能・性能を維持するものとする。

1.3 工事箇所

本工事の工事場所等は、設計図書および別途指示によるものとする。

1.4 工事の範囲

工事の範囲は、契約書および本仕様書に基づく各設備の設計・製作・運搬・施工・据付および調整試験と竣工検査合格までの費用を含むものである。

1.5 提出書類

請負者(以下「乙」とする)は、下記に定める資料を提出するものとする。

(1)承認図書

乙は、製作に先立ち、本仕様書に基づいて詳細な打ち合わせを行い、次の書類を指定する期日までに提出し、あらかじめ承認を得る。また、これを変更する場合も同様とする。

- ① システム系統図
- ② 装置構成ブロック図
- ③ 機器寸法図
- ④ 機器仕様書
- ⑤ 施工計画図
- ⑥ その他、監督員が別に必要と認める書類は、遅滞なく提出しなければならない

(2)完成図書

工事が完成したときは、次の書類を速やかに提出するものとする。

- | | |
|----------|-----|
| ① 工事完成図書 | 1 部 |
| ② 試験成績書 | 1 部 |

1.6 検査

乙は、次に示す検査を受けなければならない。この検査にかかる日程、内容および検査方法については監督員と打ち合わせるものとし、検査に必要な費用、測定器類および人員などは乙が準備する。

ただし、監督員との協議により、書類検査にかえることができる。

(1)工場検査

機器の製作完了後、工場において立会検査を行う。

(2)中間検査など

監督員は、工事の途中において中間検査または必要に応じたその他の検査を行うことがある。

(3)完成検査

現地据付完了後、工事竣工検査前に完成検査を行う。

(4)引き渡し

工事竣工検査の合格をもって引き渡しの完了とする。

1.7 保証

保証期間は1ヶ年とし、この期間中に生じた故障で乙の責任と見なされるものについては、速やかに無償で修理または交換することとする。

また、特に重大な故障については、本期間経過後であっても、甲、乙協議の上で修理、交換を行わせることがある。

1.8 特許権等

(1)乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という)の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負います。

ただし、甲がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示が無く、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(2)特許権等を伴う発明等が甲または乙のいずれか一方で行われた場合、かかる特許権等は発明等を行った者が属する当事者に帰属する。

この場合、甲または乙は、発明等を行った者との間で特許法その他の特許権等に関連する法律により、必要な措置を講ずるものとする。

(3)乙がこの契約締結以前から保有していた特許権等を業務に利用したときまたは、前2項により乙に帰属する特許権等が業務に利用された場合、甲は、この契約に基づき成果物を利用するために必要な範囲に限り、当該特許権等を利用することができる。

(4)業務を遂行する過程で、特許権等を伴う発明等が甲および乙に属する者の共同で行われた場合、この特許権等は甲および乙の共有(持分均等)とする。

この場合、甲および乙はそれぞれに属する当該発明等を行った者との間で特許法その他の特許権等に関連する法律により、必要な装置を講ずるものとする。

(5)甲および乙は、前項の共同発明等に係わる特許権等について、それぞれ相手方の書面による同意を要することなく、これらを自ら実施または利用することを可能とする。

ただし、これを第三者に対し実施許諾する場合、または、持分の譲渡および質権の設定を行う場合は、相手方の書面による事前の同意を要するものとする。

この場合、相手方と協議の上、実施許諾の条件、譲渡条件等を決定するものとする。

1.9 仕様書の疑義

実施にあたり、甲の都合により仕様の一部を変更することがある。

また、乙のやむを得ない都合により変更を必要とする場合は、その旨、書類を提出して甲の承諾を得なければならない。

なお、変更を生じた場合、仕様の変更にとまなう、その請負額の変更については、甲乙協議の上、決定するものとする。

その他定めのない事項及び本仕様の内容に疑義を生じた場合は、甲と乙が協議するものとし、どちらかの一方的解釈によつてはならないものとする。

また、本仕様書に記載されない事項であっても、本システムの工事の性格上当然施工すべきであると認められる事項は、乙の負担において施工するものとする。

1.10 別途工事との関連

機器の製作・据付・調整にあたり、別途計画される各種工事との関連が生じた場合は、監督員の指示を受け、目的とする本システムの施工に遅滞を生じさせないよう、関連者と充分協議の上、円滑に施工することとしなければならない。

なお、本項は機器の運用後においても遵守するものとする。

1.11 技術指導

乙は、工事完了後において、システム全体の機能説明及び運用、保守について必要な説明書を作成の上、十分な技術指導と技術、運用方法の教育を行うものとする。

2. 共通指定事項

2.1 適用法規等

本工事を設計・製作・施工するにあたっては、本書に定めるもののほか、次の各号にあげる関係法規、規格、基準等に従わなければならない。

- ① 徳島県土木工事共通仕様書
- ② 徳島県諸法規
- ③ 有線電気通信法及び同法関係規則
- ④ 電気設備に関する技術基準
- ⑤ 日本工業規格(JIS)
- ⑥ 電気学会規格調査会標準規格(JEC)
- ⑦ 日本電機工業会標準規格(JEM)
- ⑧ 電子情報技術産業協会(JEITA)
- ⑨ 国土交通省関係標準仕様書
- ⑩ 電波法
- ⑪ その他関係法令, 条例, 規格等

2.2 構造および性能の基本条件

- (1)本システムを構成する各装置は、堅牢にして長時間の使用に耐える構造であり、日常の点検が容易に行うことができ、かつ、人体に危険を及ぼさないよう安全の保持に十分留意しなければならない。
- (2)本システムは、地震、暴風雨および雪等の異常現象下においても良好に動作し、十分に機能するものでなければならない。
- (3)本システムは、他システムや他機関システムとの連携を図るため、各システムとの共通の互換性がもてるシステム構築を行うものとする。

2.3 銘板・表示等

- (1)構成機器は、品名、型式、製造会社、製造年月日等を記載した銘板を付けなければならない。
- (2)構成機器の入・出力端子・調整箇所および部品等は、図面と対照し容易に判別できる標識の表示を行う。
- (3)装置の取扱上、特に注意を要する箇所については、その旨表示を行う。
- (4)その他、監督員が指定するものについては、監督員の指示により表示を行う。

2.4 周囲条件

- (1)屋外に設置する設備は、周囲温度 $-10^{\circ}\text{C}\sim 40^{\circ}\text{C}$ 、相対湿度 90%以下の環境条件において正常な機能を果たし、かつ連続的な運転に耐えるものとする。
- (2)屋内に設置する設備は、周囲温度 $0^{\circ}\text{C}\sim 40^{\circ}\text{C}$ 、相対湿度 30%～80%の環境条件において正常な機能を果たし、かつ連続的な運転に耐えるものとする。
ただし、OA 機器については、周囲温度 $10^{\circ}\text{C}\sim 35^{\circ}\text{C}$ 、相対湿度 30%～80%とする。
- (3)屋外に設置する機材は、瞬間最大風速 60m/sにて損壊しないもので直射日光、雨、雪、塩害等により機能障害を生じることなく安定した動作をすることとする。

2.5 電氣的条件

- (1)各機器は、機器定格電圧 $\pm 10\%$ 変動においても正常に動作し、特に必要とする機器については安定化電源を使用することとする。
- (2)電気回路には、過電圧に対する保護回路を設けることとする。

2.6 耐震条件

- (1)機器の据え付けに際しては、「土木工事共通仕様書」に準拠するものとする。
- (2)耐震条件について特に定める場合には、別途仕様を指示する。

2.7 塗装色

- (1)塗装色は、承認図によって承認を行う。
- (2)塗装は、防錆処理後焼付塗装とする

3.機能仕様

3.1 システム概要

3.1.1 目的

徳島県水防情報伝達システムでは、徳島県内の水防情報(雨量,河川水位),堰,ポンプ場情報およびダム諸量情報を収集し、地域に密着した情報として提供を行ってきましたが、近年は台風や局地的な豪雨等による予想を超える被害が発生し、迅速,的確な水防情報の提供が求められています。

このため水防活動の一層の迅速化・効率化を図ることを目的として,県管理河川の 水防テレメーター施設更新を行うこととする。

3.1.2 機能概要

(1) テレメータ観測設備

明神中継局について規定する。

(2) 情報処理設備

県庁内に設置された情報処理設備等へ、観測データの収集・配信処理を追加するための改造について規定する。

3.1.3 システム構成

(1) テレメータ回線系統図

テレメータ回線系統を、「添付資料(ア)水防情報伝達システム系統図」に示す。

(2) システム構成

システムの構成を、「添付資料(イ)水防情報伝達システム構成図」に示す。

3.2 テレメーター設備

3.2.1 基本構成

基本仕様は、現行システムの仕様である国電通仕第 54 号方式に準拠した方式のテレメーター機器とする。

3.2.2 機能仕様

(1) テレメーター観測機能

1) 中継局

テレメーター中継装置(現用系および予備系)およびデータ記憶装置について、54 号システムを導入した機器を設置する作業を行う。

(2) 呼出方式

1) 自動呼出

GPS 装置の時計部により自動的に起動し、自動呼出間隔の設定は、10 分、15 分、30 分および 1 時間とする。

なお、自動呼出は他の呼出しに優先するものとし、自動呼出 5 分前に手動呼出禁止状態になるものとする。

2) 手動呼出

手動により全観測局又は任意に選択した観測局を、全局の場合は一括呼出方式で、任意選択の場合は個別呼出方式で呼び出すものとする。

3) 再呼出

観測局からの観測符号に誤符号を検出した場合、又は応答の無い場合には再呼出を行うものとする。

(3) 応答方式

観測局は、監視局からの呼び出し時に、観測値をデジタル信号に変換した後、観測符号を監視局に向けて送出するものとする。

送出タイミングは、個別呼出方式では直ちに、また、一括呼出方式では自局返送時間のタイミングまで待つものとする。

(4) 中継方式

多重無線回線と単信無線回線による中継 (μ -V 中継方式)とする。

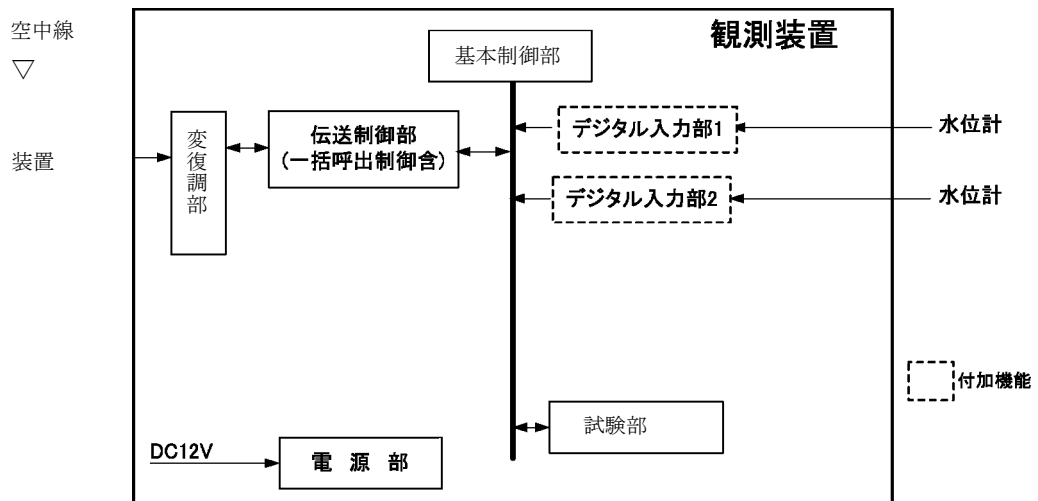
(5)伝送方式

①符号方式	NRZI 等長符号
②同期方式	非同期方式
③変調方式	周波数変調方式
④伝送速度	1200bps
⑤中心周波数	1,200Hz
⑤誤り検出方式	16 ビット サイクリックコード符号
⑥符号構成	JIS X5203 に準ずる。

3.2. 3 テレメータ観測局

(1) 局構成

標準的な水位観測局の構成を示す。



国電通仕 54 号標準仕様書で規定されている、本観測局装置に関する各部の仕様を抜粋した。

1) 基本制御部

観測装置の中核となるものであり、各入出力制御部の制御、受信符号の判定等を行うものである。

2) 伝送制御部(一括呼出制御を含む)

復調された直列符号を並列符号に、また並列符号を伝送に適した直列符号に変換し、それぞれ出力するものである。

3) 変復調部

パルス符号を周波数変調信号に変換する変調回路と、周波数変調信号をパルス符号に変換する復調回路で構成される。

4) 試験部

観測装置には、システムの監視及び保守点検のため、試験部等を設けるものとする。

5)電源部

各部へ必要な電源を供給するもので、入力はDC12V (マイナス接地)とする。

(2)付加機能その他

1)連続送信保護回路

基本制御部の故障等で観測装置が連続送信の状態になることを防止するために、一定時間後に送信を断とする保護機能を有するものとする。

この保護回路の時間長は、次の範囲内とする。

連続送信保護回路の時間長

	1200bps
2 量型観測装置	2000ms±500ms

2)デジタル入力部 1,2

本部は、BCD 3 桁又は 4 桁出力の計測装置と接続する場合に付加するもので、入力条件は「国電通仕第 54 号 4-2-6 項」に準拠する。

4.機器仕様

1 中継局機器構成

中継局の機器構成を添付資料(イ)構成機器リストに示す。

2 中継局設備

(1) 中継装置

国電通仕第 54 号方式に準拠した 10 量型装置とし、以下の仕様とする。

①伝送仕様	国電通仕 54 号方式
②入力電圧	DC12V
③観測項目	水位(内水位、外水位)
④構造	壁掛防湿型
⑤筐体	高さ 500 × 幅 300 × 奥行 300mm 程度以下

(2) 水位計(無し)

①計測方式	圧力式
③計測範囲	0~10m
③精度	フルスケールの±0.3%以下

(3) 水位変換装置(無し) [新設内水位計、既設外水位計]

①構造	プラグイン形
②入力信号	入力可能範囲：DC4~20mA
③出力信号	BCD (各桁パリティ付き)
④基準精度	±0.1%
⑤電源	AC100~240V 又は DC12~24V

(4) 無線設備

①無線装置	
1)無線周波数	71.76MHz
2)送信出力	5W

(5) 空中線

①形式	3 素子八木型
②周波数	71.76MHz

(6) 同軸避雷器

①形式	同調型
②挿入損失	0.5dB 以下

(7) 電源設備

① 直流電源装置

- 1) 入力電源 AC100V±10%,60Hz,1φ
- 2) 出力容量 10A以上
- 3) 構造 蓄電池を収納可能な据置型

② 蓄電池

- 1) 形式 MSE型
- 2) 公称電圧 DC12V
- 3) 容量 100Ah

③ 耐雷トランス

- 1) 入力電源 AC100V±10%,60Hz,1φ
- 2) 出力電源 AC100V±10%,60Hz,1φ
- 3) 容量 1.0kVA
- 4) 構造 据置型

(8) GPS設備

①GPS アンテナ 1基

① 同軸ケーブル 5D-2V

② ガス管 GPSアンテナ用

③ 取付金具・固定金具 GPSアンテナ用